

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月16日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|------|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | 茶 | 鹿沼市 |
| | その他の | 茶 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ | 全域 |
| | 茶 | 洪川市 |
| その他の | 茶 | |
| 群馬県 | 出荷制限 | |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、碓氷村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ | 全域 |
| その他の | 茶 | 洪川市 |
| 埼玉県 | 出荷制限 | |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | 出荷制限 | |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市 |
| | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| 新潟県 | 出荷制限 | |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | 出荷制限 | |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | 出荷制限 | |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村 |
| 静岡県 | 出荷制限 | |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月16日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|---|--|
| 原乳 | H23.3.21～：下配の地域以外 H23.3.21～4.8解除：喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除：相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除：南相馬市（鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除：田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除：会津若松市、桑折町、天栄町、楡枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | | | | | |
| | 非結球性葉菜類（ホウレンソウ、カキナ等） | H23.3.21～：下配の地域以外 H23.3.21～4.8解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村 H23.3.21～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） | | | | |
| | | その他すべて | H23.3.23～：下配の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） | | | |
| | | | 結球性葉菜類（キャベツ等） | H23.3.23～：下配の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） | | |
| アブラナ科の花蕾類（ブロッコリ、カリフラワー等） | | | | H23.3.23～：下配の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） | | |
| | | | | 野菜類 | H23.3.23～：下配の地域以外 H23.3.23～5.4解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝岐村、只見町 H23.3.23～6.23解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） | |
| | | | | | カブ | H23.3.23～5.18解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | | | H23.4.13～：福島市 H23.4.13～4.25解除：いわき市 H23.4.25～：本宮市 H23.4.13～3.16解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13～3.23解除：川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） | | | |
| 原木しいたけ（露地栽培） | | | H23.10.18～：二本松市 H23.7.19～：伊達市 H23.7.22～：新地町 H23.7.19～9.7解除：本宮市 H23.11.14～：川俣町 H23.10.31～：相馬市、いわき市 H23.9.6～：棚倉町、古殿町（※普通農産物に属する野生キノコに限る） | | | |
| | | | 原木ナメコ（露地栽培） | H23.9.15～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大原町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村 H23.10.18～：喜多方市 H24.8.15～：昭和村 H24.10.11～：磐梯町 H24.10.18～：会津坂下町、北塩原村 H23.5.9～：伊達市、相馬市、三春町 H23.5.13～：南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除：平田村 H23.5.9～6.9解除：いわき市 H24.4.9～： H23.5.9～6.21解除：天栄村 H23.5.13～6.21解除：国見町 | | |
| キノコ類（野生のものに限る。） | | | | H24.4.16～：福島市、新地町 H24.4.23～：広野町 H24.5.2～：二本松市、大玉村 H24.5.7～：須賀川市 H24.6.25～：郡山市 H25.5.14～：川内村 H25.5.16～：白河市、楢葉町 H24.4.16～：伊達市、川俣町 | | |
| | わさび（畑において栽培されたものに限る。） | | H24.4.16～：伊達市、川俣町 | | | |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月16日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|--------------|---|------|
| イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.6.22解除：全域 | |
| | H23.6.6～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（駿川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。） | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：新田川(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：太田川(支流を含む。) | |
| | H24.4.5～：駿川(支流に限る。) | |
| ウグイ | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし駿川を除く。)及び日瀬川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) | |
| | H24.6.7～：福島県内の久慈川(支流を含む。) | |
| | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | H23.6.27～：阿武隈川のうち櫃ヶ谷の下流(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（駿川との合流点から上流部分に限る。） | |
| | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし駿川及びその支流を除く。) | |
| ウナギ | H24.5.24～：福島県内の只見川のうち堤ヶ谷の上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) | |
| | H24.5.31～：阿武隈川のうち櫃ヶ谷の上流(支流を含む。) | |
| アユ(養殖を除く。) | H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | H23.6.27～：阿武隈川のうち櫃ヶ谷の下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) | |
| | H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。) | |
| コイ(養殖を除く。) | H24.4.12～：駿川(支流に限る。) | |
| | H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川（駿川との合流地点から上流の部分に限る。) | |
| フナ(養殖を除く。) | H24.5.31～H24.9.19解除：岩沼川(支流を含む。) | |
| | H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) | |
| アイナメ | H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち櫃ヶ谷の下流(支流を含む。) | |
| | H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川（駿川との合流点から上流の部分に限る。) | |
| 水産物 | H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち櫃ヶ谷の下流(支流を含む。) | |
| | H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| アカガレイ | | |
| アカシタビラメ | | |
| イカナゴ(稚魚を除く。) | | |
| イシガレイ | | |
| ウスミナル | | |
| ウミタナゴ | | |
| エゾイソイナメ | | |
| キツネメバル | | |
| クロウシノシタ | | |
| クロソイ | | |
| クロダイ | | |
| ケムシカジカ | | |
| コモシカスベ | | |
| サクラマス | | |
| サブロウ | | |
| シロメバル | | |
| スケトウダラ | | |
| スズキ | | |
| ニベ | | |
| ヌマガレイ | | |
| ババガレイ | | |
| ヒガンフグ | | |
| ヒラメ | | |
| ホウボウ | | |
| ホシガレイ | | |
| マアナゴ | | |
| マガレイ | | |
| マコガレイ | | |
| マゴチ | | |
| マダラ | | |
| ムシガレイ | | |
| ムラソイ | | |
| メイトガレイ | | |
| ピノスガイ | | |
| キタムラサキウニ | | |
| ナガツカ | | |
| マツカフ | | |
| ホシザメ | | |
| ショウサイフグ | | |
| サヨリ | | |
| 肉 | H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 | |
| イノシシの肉 | H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 | |
| カルガモの肉 | H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村 | |
| キジの肉 | H25.1.30～：全域 | |
| クマの肉 | H25.1.30～：全域 | |
| ノウサギの肉 | H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村 | |
| ヤマドリ | H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村 | |
| | H25.1.30～：全域 | |
| | H24.11.13～：全域 | |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月16日現在

| 青森県 | | 出荷制限 | | |
|-----|---|--|---|--|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26～：十和田市、南上町 H24.10.30～：青森市 | | |
| 水産物 | マダラ | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町塔婆岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森若手両界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | |
| 岩手県 | | 出荷制限 | | |
| 野菜類 | たけのこ | H24.5.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市 | | |
| | 原木くりたけ(露地栽培) | H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市 | | |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～H25.4.8解除：盛岡市 | | |
| | 原木なめこ(露地栽培) | H24.10.18～：大船渡市、釜石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市 | | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.16～：釜石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 | | |
| | こしあぶら | H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.16～：遠野市 | | |
| | せり(野生のものに限る。) | H24.5.30～：一関市、奥州市 | | |
| | ぜんまい | H24.5.16～：一関市、奥州市 | | |
| | わらび(野生のものに限る。) | H24.5.18～：住田町 | | |
| | | | H24.5.16～：奥州市、陸前高田市 | |
| 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～ H25.2.4一部解除：一関市(旧藤清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) | | |
| 穀類 | ソバ | H24.11.13～ H24.12.12一部解除：盛岡市(旧沢民村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～：奥州市(旧衣川村の区域に限る。) | | |
| 水産物 | スズキ | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | |
| | クロダイ | H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | |
| | マダラ | H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.5.8～：鶴井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。) | | |
| | ウグイ | H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)&及び県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田沼ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峠ダムの上流を除く。) H24.6.12～：気仙川(支流を含む。) | | |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.1～ H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | | |
| | クマの肉 | H24.9.10～：全県 | | |
| | シカの肉 | H24.7.26～：全県 | | |
| | ヤマドリ肉 | H24.10.22～：全県 | | |
| 宮城県 | | 出荷制限 | | |
| 野菜類 | たけのこ | H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.8.29～：栗原市 | | |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.1.16～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.18～：蔵王町 H24.4.11～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：豊米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加賀町 H24.5.7～：川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大衡村 | | |
| | | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～：栗原市、大崎市 | |
| | | くさそて(こごみ) | H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：気仙沼市 | |
| | | こしあぶら | H24.5.7～：豊米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 | |
| | | ぜんまい | H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 | |
| | | 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～ H25.3.15一部解除：栗原市(旧金田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) |
| | | 穀類 | 米(平成25年産) | H25.3.19～：栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) |
| | | | ソバ | H24.11.18～ H25.1.11一部解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～：大崎市(旧一栗村の区域に限る。) |
| | | 水産物 | クロダイ | H24.8.20～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域で囲まれた海域 |
| スズキ | | | H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| ヒラメ | H24.5.30～H25.4.11解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | | | |
| | マダラ | H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの) | | |
| | ヒガシフグ | H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | | |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.20～：宮城県内の阿波瀬川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.14～：大倉川の天童ダムより上流(支流を含む。)&及び名取川の秋保大滝の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三迫川のうら栗駒ダムの上流(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、瀧川及びその支流並びに豊川4号堰の上流を除く。) H24.5.28～：江合川のうら鴨子ダムの上流(支流を含む。)&及び二迫川のうら流福沢ダムの上流(支流を含む。) H24.5.22～：一迫川のうら花山ダムの上流(支流を含む。)&及び藤石川のうら釜野ダムの上流(支流を含む。) H24.12.6～：広瀬川(支流を含む。) | | |
| | ウグイ | H24.4.20～：宮城県内の阿波瀬川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。) | | |
| 肉 | 牛の肉 | H23.7.28～H23.8.19一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | | |
| | インシシ肉 | H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 | | |
| | クマの肉 | H24.6.25～：全県(上記地域を除く。) H24.6.25～：全県 | | |

※(養殖)の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月16日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 | |
|---|--------------------|---|--|
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：永野川(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) | |
| | ウグイ(養殖を除く。) | H24.5.7～H24.9.28解除：大戸川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除：武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) | |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.2 ～： 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.25一部解除 | |
| | イノシシの肉 | H23.12.2 ～： 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.5一部解除 | |
| | シカの肉 | H23.12.2 ～： 全域 | |
| その他 | 茶 | H23.8.2 ～： 鹿沼市 H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 | |
| 群馬県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除：全域 | |
| | カキナ | H23.3.21～4.8解除：全域 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.25 ～： 沼田市、東吾妻町、榛郷村 H24.10.10 ～： 高山村 H24.10.16 ～： 安中市 H24.10.23 ～： 長野原町 H24.11.13 ～： みなかみ町 | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.27 ～： 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除：渡根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)及び碓ノ木川(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.8.8 ～： 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び渡根川(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除：馬川のうち川田橋の上流(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.10.10 ～： 全域 | |
| | クマの肉 | H24.9.10 ～： 全域 | |
| | シカの肉 | H24.11.14 ～： 全域 | |
| | ヤマドリ肉 | H26.1.23 ～： 全域 | |
| その他 | 茶 | H23.8.30 ～： 渋川市 H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市 | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.16 ～： 横瀬町、皆野町 H24.10.29 ～： ときがわ町 H24.11.5 ～： 鳩山町 | |
| 千葉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 | |
| | ジュンギク、テンゲンサイ、サンバセリ | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| | セルリー | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| | タケノコ | H24.4.5 ～： 市原市、木更津市 | |
| | | H24.4.6 ～： 我孫子市、栄町 | |
| | | H24.4.11 ～： 柏市、白井市、八千代市 | |
| | | H24.4.12 ～： 船橋市 H24.4.18 ～： 芝山町 | |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | H23.10.11 ～： 我孫子市、君津市 | |
| | | H23.11.18 ～： 鎌山市 H23.12.22 ～： 佐倉市 | |
| | | H24.2.23 ～： 印西市 H24.4.10 ～： 白井市 | |
| H24.4.18 ～： 千葉市、八千代市 H24.5.16 ～： 山武市 H24.11.14 ～： 富津市 | | | |
| H24.5.16 ～： 山武市 H24.11.14 ～： 富津市 H24.12.14 ～： 君津市 | | | |
| H24.12.14 ～： 君津市 | | | |
| 水産物 | ギンナ | H24.7.19 ～： 手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.11.5 ～H25.1.18一部解除： 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.8.2～9.7解除：大網白里町 | |
| その他 | 茶 | H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市 | |
| | 神奈川県 | | 出荷制限 |
| | その他 | 茶 | H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町 |
| | 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5 ～： 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) | |
| 山梨県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26 ～： 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 | |
| 長野県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.20 ～： 軽井沢町、御代田町 H24.10.1 ～： 小淵町、南牧村 H24.10.11 ～： 佐久市 | |
| 静岡県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.5 ～： 御殿場市、小山町 | |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年5月16日現在

| 福島県 | | 摂取制限 |
|-----------------|---------------------------------|--|
| 野菜 | 非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） | H23.3.23～ 下記地域以外 |
| | | H23.3.23～5.4解除： 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | | H23.3.23～5.11解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村 |
| | | H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） |
| | | H23.3.23～6.1解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | | H23.3.23～6.23解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 |
| | 結球性葉菜類（キャベツ等） | H23.3.23～11.4解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | | H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | | H23.3.23～ 下記地域以外 |
| | | H23.3.23～4.27解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村 |
| | | H23.3.23～5.4解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | | H23.3.23～5.11解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等） | H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 |
| | | H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | | H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | | H23.3.23～ 下記地域以外 |
| | | H23.3.23～4.27解除： 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | | H23.3.23～5.4解除： いわき市 |
| 原木しいたけ（露地） | H23.4.13～： 飯館村 | |
| キノコ類（野生のものに限る。） | H23.9.6～： 棚倉町（※養根菌に属する野生キノコに限る） | |
| | H23.9.15～： いわき市、棚倉町 | |
| | H23.9.20～： 南相馬市 | |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 | H23.4.20～ 全域 |
| | ヤマメ（養殖を除く。） | H24.6.22解除： 新田川（支流を含む。） |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、磐梯町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 |
| | | H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

※ [] の箇所は摂取制限の対象